秋田市告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和5年4月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 N E ユナイテ ッド	サステンシるみ	秋田市土崎港 南三丁目10番 19号 アーバ ンハイツ港南 E105号室	令和5年4月1日	訪問介護
合同会社フレンヅ	フレンヅあきた	秋田市広面字谷地田46番地1 フォレスト2005 101号	令和5年4月1日	福生,防貸福売護用具護用特具定職,特具定職,特具定職,所以
株式会社サンウェイ	元 氣 ジム 秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年4月1日	地域密着型 通所介護